

陽だまり

なくせ！格差と貧困

会長 大木 範夫



新しい年を迎えました。札幌パートユニオンは4月に第41回定期総会を開きます。

札幌パートユニオンではメーデーの時に毎年、スローガンを「なくせ！格差と貧困」と書いた横断幕を掲げて、札幌市内を行進します。しかし、残念ながら今日、ますます「格差と貧困」は広がってしまっています。

広がる「格差と貧困」

今、私たち組合員・労働者は、空前の狂乱の物価高騰に襲われています。食料品の価格が二割から三割も引き上げられたのを始めにして、米の小売価格にいたっては、昨年比で六割も高騰しているのです。交通運賃やガソリン代、郵便料金なども次々に引き上げられています。また、年金や生活保護給付は削減を押しつけられています。私たち労働者は日々の飲食にも事欠くほどの生活苦に叩き込まれていると感じているのです。

このような中で低賃金を強いられているために副業を余儀なくされる労働者や、年金の目減りに苦しめられている高齢者が「スキマバイト」とよばれる「スポットワーク」に殺到しているそうです。このような不安定な雇用の労働者の多くは、最低賃金で労働法も適用されない“雇用の調整弁”のような使い捨ての労働を強いられています。

一方では、大企業は内部留保金を、540兆円を超えるほど溜めこんでいます。その他方で、実質賃金は、一時期一瞬だけプラスになっただけで、政府の統計ですら下がり続けているのです。私たち労働者は低賃金と生活苦につき落とされ、大企業経営者は、企業利益をふくらませ、ますます富める者と貧しき者との格差は広がるばかりです。労働者が低賃金で働いている犠牲の上に内部留保金が蓄えられているのだと思います。

いやそればかりではありません。労働者全体が、デジタル技術労働者など一部の労働者は賃上げになるのに対して、多くの労働者は、非正規で雇用され、低賃金で働かされています。このように労働者が完全に分断されてしまっているのです。

私たち札幌パートユニオンは「格差と貧困」の拡大を許さない！「なくせ！格差と貧困」を合言葉にして、みんなで声を上げ訴えていきましょう。

1年の活動を総括 次の1年へ飛躍！ 定期総会に参加しよう！

4月13日（土）に札幌パートユニオン第40回定期総会が以下の要領で開催されます。

第40期の活動も組合員の協力のもと種々の取り組みを無事終了しようとしています。

本年度の総会后に私たちパートユニオンの上部団体である札幌地区ユニオンが全国ユニオンに正式加盟するにあたり、その決議と北海道組織となる全国ユニオン北海道地方本部の結成大会が開催されます。そのため、毎年行っている記念講演会は中止とさせていただきます。

本大会では、組合員の皆さまの積極的な意見のもと向こう一年の方針を決定していかなければいけません。加えて、今後の飛躍のきっかけとなる全国ユニオンへの加盟を揺るぎないものとするため、一人でも多くのご参加を強く呼びかけます。

札幌パートユニオン 第41回定期総会

と き 2025年4月12日（土） 14:00～

ところ 札幌ホテルヤマチ 3階 「平安」
札幌市西区琴似1条3丁目3-6 TEL 011-644-5555

行 程

①14:00～ 札幌パートユニオン第41回定期総会

②15:15～ 札幌地区ユニオン 第27回定期総会

③16:30～ 全国ユニオン北海道地方本部結成大会

※パートユニオン組合員は全行程へのご参加をお願いします！

④合同懇親会 17:45～

- 大会の詳細については、同封の書面をご確認のうえ諸手続きを頂くようお願いいたします。



1月25日 札幌地区ユニオン第3回組織研修会 兼 札幌パートユニオン第3回定例学習会

労働基準法改悪は許さない！

労働弁護団 齋藤 耕弁護士 講演 「労基研」による労働基準法制改悪の動きについて

1月25日(土)札幌地区ユニオンは、ほくろうビル大会議室で第3回組織研修会を開催し、今般の労基研(厚労省「労働基準関係法制研究会」)報告による労働基準法改定議論の検証と2025年度総合生活改善闘争方針案を議論しました。

労働基準法改定議論の検証では日本労働弁護団北海道ブロックの齋藤耕弁護士から講演を受け、この法改定の背景と注意点について解説していただきました。

同弁護士の解説を受け、参加者からは、今回の改定議論は経済界が必要とする労働者像に到達すべく、労働者が自主的に事業者との良好なコミュニケーションを形成して且つ自ら努力することを法的にサポートするという趣旨が強く、労基署の企業監視・指導効果が希薄で危険ではないか、ジェンダー・平等・均等の視点・議論が全く感じられない今の状況に鈍感が過ぎる、努力に参加できない環境・今の脱法状態の職場に物言わず働かざるを得ない実状にある労働者は取り残されたままではないか等の意見が出されました。

齋藤弁護士からは、当事者である労働者からの意見を考慮しない、検証しない制度議論は論外であり、このような労働者自ら議論する場から挙がる意見を集約することはとても大切とし、共に頑張りましょうと檄を飛ばしました。(25.1. 27HPから 次頁に続く)



齋藤弁護士による講演に聴き入る

岸田政権・厚労省は2024年1月に「労働基準関係法制研究会」を開始しました。その直前には日本経団連が「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を出しました。急ピッチで16回もの「研究会」を重ねて2025年1月にその「報告書」が発表されました。講師の齋藤弁護士は、その内容は「研究会が目指したものは、経団連の「提言」で書かれていたものではないかと思うほどだ」としました。厚労省の「研究会」報告は、大企業経営者が求めることを目指しているのではないかと現場で働く労働者の声を反映してはいないというわけです。

齋藤弁護士は、「報告書」の労使コミュニケーションの強調は、労使合意の名のもとに、労基法のデロゲーション(適用除外)を導入する地ならしではないか、労基法の適用単位(事業所単位が原則)が見直され企業単位に変更される恐れがあり、特定の職場で少数派労組が過半数を有している場合、そうした労組が排除されていくのではないかと、また、労働時間規制は見直されず、時間外労働等への割増賃金への否定的評価がされている、などの問題点を指摘しました。

さらに「研究会」の構成員は研究者のみ、労組関係者も、ジャーナリストなどもおらず、かつ東大系の、規制の緩和に好意的な労働法学者が占めていることも指摘しました。このことも「研究会」が、いかに労働者の声とはかけ離れたところで「報告書」を出したのか推し量れるでしょう。

今後の労基法改訂議論に労働者の声を上げていきましょう。(Y)

1月25日 札幌地区ユニオン第3回組織研修会 兼 札幌パートユニオン第3回定例学習会

札幌地区ユニオン 2025年度総合生活改善闘争方針についての提起

後半の2025年度総合生活改善闘争方針案では山本書記長が「生活力向上」をスローガンとした、年間の労働条件改善の方針案を提案しました。山本書記長は、春季に集中的取り組まれる「春季生活闘争」に参加できない労働者が年々増加する中、春闘毎に格差が広がることに労働者として疑問を持つべきとしました。自社・自身の働き方に合致する交渉方法・内容を検討すべきとし、収入格差・制度格差には同一労働・同一賃金の考え方から給与・制度内容を見直すという視点で9つの課題設定を説明しました。提案された課題を構成組織内で議論し、2月14日まで改修提案送付受とし、2月17日からサンプル要求書を提示するとしてしました。2025年合生活改善の取り組みに参加しましょう。(1.27HP 前頁の続き)

提起された9つの課題設定

(1) 生活できる賃金確保

- ①賃金6%以上引上げ 月給17400以上引上げ 他
- ②一時金 月給者年間5カ月 他
- ③燃料手当 雇用形態不問 有扶養1800円 他

(2) 健康優先の働き方

- ①年次有給休暇取得率80%超
- ②育児・介護休暇の全雇用労働者適用
- ③長時間労働防止
- ④全ての勤務形態について連続勤務は最長6日又は40時間までとする 他。

(3) 公正な職場づくり

- ①法令順守の就業規則作成と開示 ②従業員代表の民主的選出と雇用形態別従業員代表の選出。

(4) 安定的雇用確保

(5) 全てのハラスメントに対応する労働安全衛生環境の確立

(6) 職場内ジェンダー平等の実現

(7) 最低賃金引上げ

- ①北海道地域最低賃金の1500円達成 ②時間給1500円以上、月給25万円以上の企業最低賃金。

(8) 労働法制改悪阻止に向けた取り組み

- ①解雇の金銭解決案の撤廃 ②「裁量労働制」の適用条件緩和・拡大の阻止
- ③労基法改悪の阻止。

(9) 医療・福祉介護職場の総合労働条件改善



山本書記長が方針について提起

時給1010円では、まともな生活は出来ません！



『陽だまり』のメール配信を行っています。 e-mail アドレスの登録をお願いします。

機関紙「陽だまり」は、現在基本的に郵送で組合員のみなさんにお届けしています。昨年郵便料金の引き上げがされ、その他の費用も上昇しています。こうしたコストの削減と、事務局で行っている郵送のための作業を減らし、「陽だまり」郵送の作業を出来るだけ簡略にするために、「陽だまり」のメール配信も行っています。

この「陽だまり」のメール配信をいっそう進めるために、e-mail アドレスの登録をお願いします。アドレスをお持ちの組合員はできるだけアドレス登録にご協力をお願いします。登録は e-mail spu.210.1200@gmail.com あてにメールを送信していただければOKです。よろしくお願いします。

注意：登録するのは「陽だまり」の1頁目に記載の spk で始まるアドレスではありません。

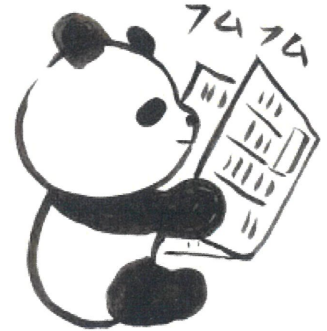
組合員の皆さん!! 「陽だまり」への投稿を待っています!!

「陽だまり」の〈オレンジ広場〉コーナーに、日常の出来事や世の中のことなどを書いて投稿しませんか?

テーマは自由です。日常生活、職場のこと、組合のこと、政治のこと、世の中の出来事に思うこと、など何でも構いません。

ご協力をお願いします。

- ◆原稿は、パソコンのワードの文書か、手書きの文書の郵送、FAX、またはメールにて、事務所・担当山田まで送ってください。
- ◆詳細の問い合わせは 090-2055-3442 山田まで



12/28 札幌パートユニオン仲間年忘れの会 やりました

久しぶりに会えたね、の挨拶があちこちであり、こうして集まったのは良かったとの感想がつぎつぎと出ました。自分にとって初めての顔が多かったという声も聞かれました。わいわい、がやがやと賑やかな時間でした。

またの機会に集まりましょう。(Y)

札幌地区ユニオン・札幌パートユニオンのホームページを見よう!

新しい情報を次々と発信!

札幌パートユニオン 検索

<http://spk-chiku-union.jp/>

フリーランス法が施行されました・・・しかし・・・

昨年11月1日にフリーランス法（特定委託事業者に係る取引の適正化等の関する法律）が施行されました。フリーランス（企業に属さない個人請負）として働く人は2020年の内閣官房調査で約462万人（本業、副業の合計）とされています。その人数はいまや派遣労働者を上回ります。

働き方の自由度が高い反面、その権利擁護が課題となっています。労働契約ではないため、発注者とのあいまいな合意、合意の不履行がフリーランスへの被害として多く確認されるようになりました。契約した料金の未払や、業務過多、一方的な契約破棄および従属強要や過度な拘束が代表的です。そして立場の弱さから、労働者としての権利を主張できず相談する方々が増えています。

不十分で実効性が疑問視される「フリーランス法」

施行された「フリーランス法」では、フリーランスに仕事を発注する事業者の義務として、①書面などによる取引条件の明示、②原則60日以内の報酬支払期日の設定と期日内の支払い、③募集情報の的確表示、④中途解除などの事前予告と理由の開示などを定めています。また、発注者に対して成果物の受領拒否や報酬の減額等7つの禁止行為を例示し、ハラスメント対策の整備なども盛り込まれました。（11.30HPで紹介された茨木ユニオン記事から）

違反した場合の発注事業者への勧告、罰則付き命令、事業者名公表などペナルティもありますが、その効果の懸念、穴もあるようです。また、取引条件の合意自体が、フリーランスと発注事業者との歴然とした力関係により不合理な条件で強いられる実態の解消は期待できないとされています。

個人請負で配達業務などをしていませんか？

新聞が取り上げた主な事例は、フリーのイラストレーター、漫画家、写真家、俳優らでした（朝日新聞）。「フリーランス法」は主にこうした業務を想定しているようで一見私たちとは縁遠い感じがしますが、フリーランス＝個人請負は、アマゾンのような大手通販会社の商品配達やウーバーイーツなど食事等のデリバリーを担う労働者に多く見られます。

配達業務では業務中の事故によるケガが問題でした。今回、労災保険の「特別加入制度」が改定され、フリーランスで働く人が特別加入団体を通じて労災保険加入が可能となります。しかし雇用契約の労働者の保険料は全額会社負担であるのに対し、この制度では全額労働者負担です。許されぬ差別です。

（連合本部は特別加入団体「連合フリーランス労災保険センター」を設立。加入を受け付け。）

「偽装フリーランス」は放置されたまま

また、たとえ形式上は請負契約だとしても、事業者から指示命令を受け自分の裁量で働けないケースがあります。「フリーランス法」ではそうした労働実態にあるフリーランスであっても、労働基準法上の権利を持つ「労働者」として認められておらず、これまで日本労働弁護団は、「業務委託契約」の名のもとに、労基法等の適用を妨げ、労働基本権を侵害するものだと批判してきました。こうした「偽装フリーランス」は放置されたままです。

「フリーランス法」制定の背景には政府による「多様な働き方」を推奨する政策があります。耳障りの良い「自由な働き方」の裏面は、労働契約による労働者が労基法等の保護を受ける残業代、有休休暇、社会保険料負担、労働時間管理などから逃れる事業者の旨みでもあります。ウーバーイーツやアマゾンの下で働く労働者の中には、労働組合を結成して闘っている仲間もいます。

自分の働き方に疑問を持ったら組合に相談をしてみてもは？（参考：11月のHP）（Y）



平和の取り組み 反戦・平和・脱原発の声を！ 憲法改悪反対！ 原発再稼働反対！

2月7日からの米海軍ミサイル駆逐艦ハワード小樽港入港に抗議

1月24日に札幌パートユニオンは、2月7日からの米海軍ミサイル駆逐艦ハワードの小樽港入港に反対する抗議文を、迫俊哉小樽市長と、鈴木直道北海道知事宛てに送りました。近隣諸国の軍事的緊張を高め、自治体に対する軍事的役割の強要と軍事的利用の常態化につながるものであり、入港に反対し拒否すべきだとして、強く抗議しました。

参加しよう！ 原発事故から14年 フクシマを忘れない！

原発事故から14年 フクシマを忘れない！
さようなら原発北海道集会

2025年 **3月11日(火)**
18時~20時 (開場 17:30)

講演 「東京電力福島第一原発事故と原子力推進政策の問題」
 講師 原子力資料情報室 事務局長 松久保 肇さん

会場 北海道自治労会館 5階 大ホール
 (札幌市北区北条町7丁目)

主催 「さようなら原発」2000人アクション北海道 実行委員会
 事務局 北海道平和運動フォーラム 電話 011-231-4757

さようなら原発北海道集会

3月11日(火) 18時~20時 自治労会館5階大ホール

「東京電力福島第一原発事故と原子力推進政策の問題」
 講師 原子力資料情報室 事務局長 松久保 肇さん

福島第一原発事故から14年が経過しようとしています。避難生活は長期化し、原子力緊急事態宣言はまだまだ解除されていません。原発の収束作業、廃炉作業の先行きも見通せない状態が続いています。燃料デブリに含まれる放射性物質は冷却水や雨水・地下水に触れ、高濃度の放射性物質を含む汚染水を発生させています。この汚染水を「多核種除去設備 (ALPS)」で浄化処理していますが、トリチウムは取り除くことができず、放射性物質すべてを取り除いているわけではありません。

政府・経済産業省は、昨年12月第7次エネルギー基本計画の原案を公表しました。福島第一原発事故を踏まえて「可能な限り依存度を低減する」としていた原子力発電を、今後のエネルギー需要の増大を口実に「最大限活用する」とする重大な方針転換が示されました。石破首相が自民党総裁選で「(原発を)ゼロに近づけていく努力を最大限進める」と発言していましたが、全く相反する内容です。

被害を長期化させている福島原発事故を忘れず、原発の危険性を学習し、改めて脱原発社会の実現をめざした運動につなげていくため「さようなら原発北海道集会」を開催します。(北海道平和運動フォーラムHPから)

2/13 私鉄総連函館バス支部(函バス労組)全面和解！ 13名の組合員等3月復職

連合北海道及び道内各労働組合が支援する「私鉄総連函館バス支部(函バス労組)」の闘争が2月13日の団体交渉で和解を確認しました。2021年の労組幹部に対する再雇用拒否・解雇を不当労働行為として北海道労働委員会へ申立したのち、最高裁判断まで4年以上争議状態で奮闘された当該労組の皆さんには心より敬意を表します。2月13日の団体交渉では、会社側が従業員や労働組合の権利を侵害したことを真摯に認めた上で、解雇処分とした従業員の復職等が確認されました。13人の解雇者は3月に復職します。(2/14HPから)

これまで

12月28日(土) 札幌パートユニオン仲間の年忘れの会 (市内)

2025年1月18日(土) 連合北海道地域ユニオン 第25回定期大会 (グランドメルキュール札幌大通公園)

1月23日(木) 札幌パートユニオン第40期第5回幹事会 (ユニオン会議室)

1月25日(土) 札幌地区ユニオン第3回組織研修会兼札幌パートユニオン第3回学習会 (5階会議室)

1月31日(金) 2025春季生活闘争 石狩地域討論集会 (ホテルポールスター札幌)

2月11日(火) 紀元節復活反対! 第48回2.11道民集会 (ホテルライフオート札幌)

2月14日(金) 全国ユニオン 春闘アクション&集会 Zoom参加 (ユニオン会議室)

3月8日(土) 平和憲法と教育の自由を守る全道集会 (北海道教育会館)

これから

3月10日(月) 2025春季生活闘争勝利! 全道総決起集会 18時~ カナモトホール

3月11日(火) 原発事故から14年 フクシマを忘れない! さようなら原発北海道集会 18時~20時

自治労会館5階 「東京電力福島第一原発事故と原子力推進政策の問題」講師:松久保 肇さん【7頁に詳細】

3月27日(木) 札幌パートユニオン第40期第6回幹事会 17時~ (ユニオン会議室)

4月12日(土) 札幌パートユニオン第41回定期総会 14時~

札幌地区ユニオン第27回定期総会/第1回執行委員会(拡大) 15時15分~

全国ユニオン北海道地方本部結成大会 16時30分~ 懇親会 17時45分~

会場:札幌ホテルヤマチ (琴似1条3丁目3-6)

【2頁に詳細】

4月23日(水) 2025春季生活闘争 石狩地域未解決組合解決促進集会

インフル、コロナ感染はまだまだ続いています!



マスク! 手洗い! 換気!

- お知らせ**
- ☆住所や連絡先電話番号が変わったときは、速やかに事務所まで連絡してください。
 - ☆組合費が3ヶ月以上滞納になると組合脱退扱いになってしまいます。脱退すると再加入は出来ず問題が起きても組合対応はできません。郵便口座の残高確認を忘れずに。
 - ☆「オレンジ広場」への組合員の投稿を募集中です。職場、社会のことなど何でも。

一月の学習会では、労働基準法の新たな改悪が指摘されていることを学び、また地区ユニオンの総合生活改善の取り組み方針について提起を受けました。

昨今、「物価が引き上げられれば賃金が上がっていく」というようなキツネにつままれたような言説が聞こえます。国民は実質賃金低下、続く物価高騰で悲鳴を上げているのに。まずは皆が実感できる大幅な賃上げの実現ではないのか。

トランプ登場で世界は慌て、ウクライナやガザの行方もどうなるか。札幌ではウクライナ侵略直後には、「侵略糾弾! 原発攻撃弾効! ロシア軍はすぐ撤退!」の抗議集会を開き、昨年も平和を求める集会をやりました。ロシアの侵略は続いているが、三年目の今年は平和フォーラムからの行動提起はありませんでした。残念に思います。

4月12日に札幌パートユニオン結成四〇周年・第四一回定期総会を開きます。第四一期が始まります。今後私たちの組合運動をすすめていきましょう。(Y)